

改正

平成19年4月1日要綱

平成26年3月31日要綱

令和3年4月1日要綱

伊勢崎市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、退職金共済制度加入を促進し、中小企業の従業員の福祉増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興に寄与するため、新たに従業員を退職金の被共済者とした中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、規則の例による。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、市内に事業所を有し、その雇用する従業員を新たに退職金共済制度の被共済者とした中小企業者の事業とする。

2 補助の対象となる退職金共済制度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業退職金共済法第2条第3項の規定に基づいて、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条の規定に基づいて、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会が実施する特定退職金共済制度

3 補助の対象となる経費は、新たに加入した被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12月間以内の退職金共済掛金とする。ただし、契約の締結の日が12月からの場合は、翌年度の補助の対象とする。

(補助率)

第4条 前条の経費に対する補助率は、当該所要経費の100分の20とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、市長が定める日までに中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、退職金共済掛金内訳書とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 規則第13条の実績報告書には、退職金共済掛金内訳書を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業等の完了(補助事業等の廃止の場合を含む。第13条第2項において同じ。)後とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、産業経済部商工労働課を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
(伊勢崎市(旧伊勢崎市)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱及び伊勢崎市(旧境町)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 伊勢崎市(旧伊勢崎市)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱(平成17年1月1日制定)
 - (2) 伊勢崎市(旧境町)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱(平成17年1月1日制定)
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の伊勢崎市(旧伊勢崎市)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱及び伊勢崎市(旧境町)中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱の規定により、補助金交付の対象となっている共済契約者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。
- 4 第3条第3項の規定にかかわらず、伊勢崎地区の中小企業者に対する平成18年度の補助の対象となる経費については、同項中「新たに加入」とあるのは、「新たに加入(前年度の中途において加入したものを含む。)」と読み替えて適用するものとする。

附 則(平成19年4月1日要綱)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日要綱)

この要綱は、決裁の日(平成26年3月31日決裁)から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。